

熊本市健康危機管理要綱

制定	平成19年	7月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	5月27日		地域医療課長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	9月	1日	医療政策課長決裁
	平成27年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成28年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成30年	4月	1日	医療政策課長決裁
	令和4年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	令和5年	4月	1日	医療政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき制定された地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日厚生省告示第374号）に基づき、健康危機管理に関し、熊本市事件等対処計画（平成19年3月1日策定）との整合性を図るとともに、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「健康危機」とは、医薬品、化学物質、毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範に生じる市民の生命及び健康の安全を脅かす事態をいう。

2 「健康危機管理」とは、健康危機に対して行う発生予防、拡大防止、医療の確保等に関する業務をいう。

3 「健康危機情報」とは、健康危機により生じる市民の生命及び健康の安全に直接関わる危機情報をいう。

(健康危機管理に対する心構え)

第3条 健康危機管理の業務に従事する者は、市民の生命及び健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、新しい知識の取得に努めるとともに、健康危機管理を行うに当たっては、予断をもって安易に経験則に頼ることなく、健康被害が生じているなどの事実を真摯に受け止め、科学的客観的な評価に基づき、職務を行うものとする。

(担当課)

第4条 主な健康危機の担当課は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医薬品、化学物質又は毒物・劇物による事故が疑われる場合は、医療政策課とする。
- (2) 食中毒が疑われる場合は、食品保健課とする。
- (3) 飲料水による事故が疑われる場合は、生活衛生課とする。
- (4) 愛護動物の動物由来感染症（家畜伝染病を除く）が疑われる場合は、動物愛護センターとする。
- (5) 感染症が疑われる場合は、感染症対策課とする。（新型コロナウイルス感染症に関することを除く。）
- (6) 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、新型コロナウイルス感染症対策課とする。
- (7) 複数の原因が想定される場合又は原因が不明の場合は、保健所長が担当課を決定する。

(要領及びマニュアルの整備)

第5条 この要綱に基づいて、健康危機管理に係る対策を実施するため、次の要領及びマニュアルを整備するものとする。

(1) 健康危機管理の組織体制

- ア 熊本市健康危機管理実施要領
- イ 熊本市健康危機管理原因究明委員会設置要領
- ウ 熊本市健康危機管理連絡会議設置要領

(2) 健康危機への対応

- ア 熊本市毒物劇物事故対応マニュアル
- イ 熊本市食中毒調査マニュアル
- ウ 熊本市感染症マニュアル
- エ 熊本市飲料水事故対応マニュアル

(健康危機管理体制)

第6条 健康危機管理体制図は、別図のとおりとする。

(健康危機発生時の初動体制)

第7条 健康危機発生時の初動体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康危機の情報を得た職員は、当該情報に伴う対応が想定される保健所の担当課に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
- (2) 健康危機の情報を得た保健所の担当課は、その情報を速やかに保健所長へ報告するものとする。
- (3) 健康危機の情報を得た保健所長は、保健所の担当課に対し、健康被害の調査その他必要な指示を行うものとする。
- (4) 保健所長より指示を受けた保健所の担当課は、関係機関と連携を図り、正確かつ詳細な情報の収集を行い、状況を的確に把握・分析し、健康被害の拡大防止及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (5) 保健所長は、健康危機の発生が大規模なとき、大規模に至ると予測されるときその他必要と認めるときは、保健衛生部長及び危機管理課長に報告し、その後の対応について協議するものとする。
- (6) 保健所長は、必要に応じて、健康危機に関する情報の提供を関係課及び関係機関に行うものとする。
- (7) 保健所長は、必要に応じて、保健衛生部長及び広報課等関係部署と協議の上、市民及び報道機関等に対し情報の提供を行うものとする。

(対策部等の設置)

第8条 保健所内の担当課における対応を超え、各課の連携・協力が必要な健康被害が発生又は発生が予想される場合は、保健所長は、熊本市事件等対処計画における監視レベルとして、熊本市保健所健康危機管理対策部を設置する。

2 健康危機が拡大し、局としての対応を必要とする事態に発展する場合又はこれが予想される場合は、健康福祉局長は、熊本市事件等対処計画における警戒レベルとして、熊本市事件等対処計画に規定する熊本市事件等警戒本部を設置する。

3 健康危機が全市的な対応を必要とする大規模で重大な事態に発展する場合は、危機管理監へ対策本部の設置を要請し、危機管理監の意見を参考に調整し、市長は、熊本市事件等対処計画における対策本部設置レベル又は全庁対応レベルとして、熊本市事件等対処計画に規定する熊本市事件等対策本部を設置する。

(熊本市健康危機管理原因究明委員会の設置)

第9条 前条第2項に規定する事件等警戒本部又は同条第3項に規定する事件等対策本部は、原因の特定及び汚染経路等の究明が困難なときは、熊本市健康危機管理原因究明委員会を設置し、原因究明について専門的見地からの意見を聴くことができる。

(熊本市健康危機管理連絡会議の設置)

第10条 平常時における健康危機管理に関する関係機関との情報交換及び連絡体制の充実を図るため、熊本市健康危機管理連絡会議を設置する。

(熊本市地域防災計画及び熊本市国民保護計画との関係)

第11条 熊本市地域防災計画において想定されている地震等の災害により健康被害が発生した場合は、熊本市地域防災計画により対応するものとする。

2 熊本市国民保護計画において想定されている武力攻撃等により健康被害が発生した場合は、熊本市国民保護計画により対応するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、健康危機の体制等に関し必要な事項は、「熊本市健康危機管理実施要領」に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 熊本市健康危機管理要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

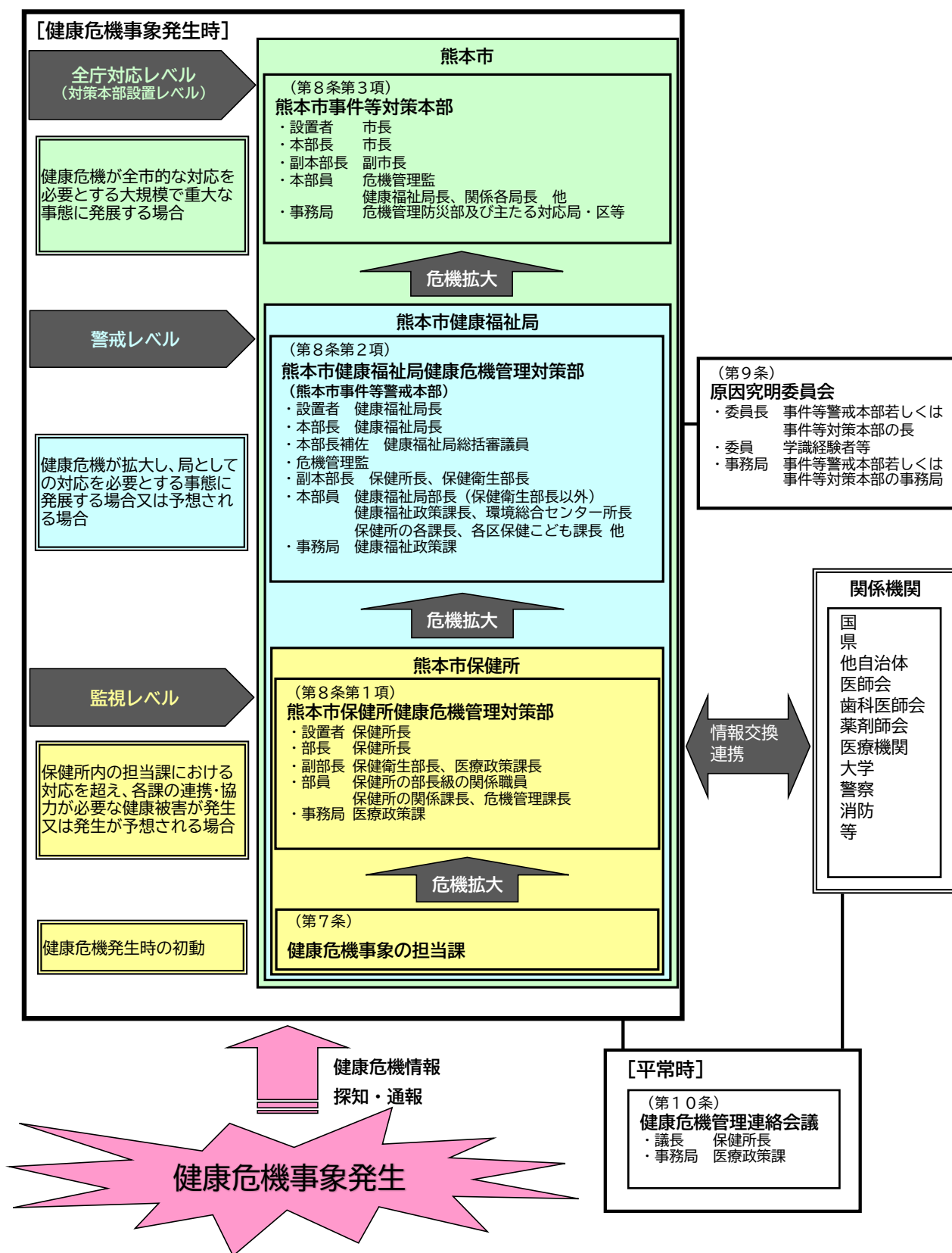
附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

熊本市健康危機管理体制図



熊本市健康危機管理実施要領

制定	平成19年	7月	1日健康福祉局長決裁
改正	平成20年	4月	1日健康福祉局長決裁
	平成22年	5月27日	地域医療課長決裁
	平成24年	4月	1日健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	9月	1日医療政策課長決裁
	平成28年	4月	1日医療政策課長決裁
	令和4年	7月	1日健康福祉局長決裁
	令和5年	4月	1日医療政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市健康危機管理要綱（平成19年7月1日制定。以下「要綱」という。）第8条に基づく熊本市保健所健康危機管理対策部（以下「保健所対策部」という。）、熊本市事件等警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び熊本市事件等対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等について必要な事項を定める。

(熊本市保健所健康危機管理対策部)

第2条 要綱第8条第1項の保健所対策部の名称は、必要に応じて、危機事象の名称を用いて定めることができる。

- 2 保健所対策部は、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 3 保健所対策部長は保健所長、副部長は保健衛生部長及び医療政策課長、部員は保健所の関係課長、危機管理課長その他保健所対策部長が指名する者をもって充てる。
- 4 保健所対策部の構成は、別表1のとおりとする。
- 5 保健所長と連絡がとれずかつ緊急を要する場合は、保健所対策部副部長である医療政策課長が臨時に保健所対策部長を代理する。
- 6 保健所対策部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 健康危機情報について、調査、情報収集等の必要な指示を行うこと。
 - (2) 調査結果、収集分析及び健康被害状況に基づき、協議を行い対応方針を決定すること。
 - (3) 原因物質及び汚染経路等の究明並びに防止対策を講ずること。
 - (4) 関係各課及び関係機関などとの連絡調整を行うこと。
 - (5) 調査及び対策の進捗状況について、保健衛生部長に報告すること。
- 7 保健所対策部長は、別表2に示すとおり、保健所対策部に総務班及び調査班を置き、必要に応じて、医療調整班及び情報収集班を置く。ただし、健康危機の規模や内容に応じて必要があると認めるときは、新たな班を置くことができる。
- 8 保健所対策部会議は、必要に応じて保健所対策部長が招集する。
- 9 保健所対策部長は、必要に応じて構成員以外の者に、保健所対策部会議への出席を要請できる。
- 10 保健所対策部の事務局を医療政策課に置く。
- 11 保健衛生部長は、保健所対策部の設置並びに進捗状況について、健康福祉局長に報告する。
- 12 保健所対策部長は、事件等警戒本部及び事件等対策本部が設置されたとき、又は危機事象が発生する可能性が低くなったと認めるときは、保健所対策部を閉鎖する。

(熊本市事件等警戒本部)

第3条 要綱第8条第2項の警戒本部の名称を、「熊本市健康福祉局健康危機管理対策部」（以下「局対策部」という。）と定める。ただし、必要に応じて、危機事象の名称を用いて定めることができる。

- 2 局対策部は、局対策本部長、危機管理監、副部長及び部員をもって構成する。
- 3 局対策部の本部長は健康福祉局長、副部長は保健衛生部長及び保健所長、部員は健康福祉部長、高齢者支援部長、障がい者支援部長、健康福祉政策課長、環境総合センター所長、保健所各課長及び各区役所の保健子ども課長その他局対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 局対策部の構成は、別表3のとおりとする。
- 5 局対策部長は、別表4に示すとおり、局対策部に福祉総務班及び医療対策班を置く。

- 6 局対策部の事務局を健康福祉政策課に置く。
- 7 局対策部に關し、この要領に定めていない事項については、熊本市事件等警戒本部設置要綱（平成19年3月1日制定）に基づくものとする。
- （熊本市事件等対策本部）
- 第4条 要綱第8条第3項の対策本部に關しては、熊本市事件等対策本部設置要綱（平成19年3月1日制定）に基づくものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 熊本市健康危機管理実施要領（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 熊本市保健所健康危機管理対策部の構成（第2条関係）

役職	構成員
部長	保健所長
副部長	保健衛生部長、医療政策課長
部員	生活衛生課長、食品保健課長、感染症対策課長、新型コロナウイルス感染症対策課長、動物愛護センター所長、危機管理課長
	その他保健所対策部長が指名する者

別表 2 熊本市保健所健康危機管理対策部の体制（第 2 条関係）

班	班長	役割
総務班	医療政策課長 （又は保健所対策部長 が指名する者）	- 保健所対策部内の連絡調整に関すること。 - 保健所対策部内の庶務に関すること。 - 保健所対策部会議に関すること。 - 庁内の関係機関との連絡調整に関すること。
調査班	健康危機事象の担当課 の課長 （又は保健所対策部長 が指名する者）	- 医療機関に出向き医師及び患者に対する聞き取り調査を行うこと。 - 症状及び摂食状況等の調査を行うとともに、関係者から状況調査を行うこと。 - 原因と思われる施設等の立入調査を行うこと。 - 食品等の残品及び患者由来の検体を採取し、検査機関等へ搬入すること。
医療調整班	医療政策課の副課長 （又は保健所対策部長 が指名する者）	- 健康被害が発生した場合、医療機関への患者の収容可能状況を把握するとともに、症状に応じた治療が可能な病院との連絡調整を図ること。 （財）日本中毒情報センターへの問合せ及び医療機関などへの情報の提供を行うこと。
情報収集班	健康危機事象の担当課 の職員 （又は保健所対策部長 が指名する者）	- 広報に関する情報収集及び調整を行うこと。 - 調査班、医療調整班からの情報を分析、整理するとともに、広報資料を作成すること。

別表 3 熊本市健康福祉局健康危機管理対策部の構成（第 3 条関係）

役職	構成員
部長	健康福祉局長
危機管理監	
副部長	保健所長、保健衛生部長
部員	健康福祉部長、高齢者支援部長、障がい者支援部長
	健康福祉政策課長、環境総合センター長、保健所の各課長、各区保健こども課長
	その他局対策部長が指名する者

別表 4 熊本市健康福祉局健康危機管理対策部の体制（第 3 条関係）

班	班長	役割
福祉総務班	健康福祉部長	・ 局対策部内の連絡調整に関すること。 ・ 局対策部内の庶務に関すること。 ・ 局対策部会議に関すること。 ・ 広報に関する情報収集及び調整を行うこと。 ・ 庁内の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 健康危機事象の調査及び情報収集の支援に関すること。 ・ 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
医療対策班	保健衛生部長	・ 健康危機事象の調査及び情報収集に関すること。 ・ 医療関連機関及び所管業務に関わる関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 ・ 健康危機事象の相談対応に関すること。

※ 上記役割のほか、健康危機事象に応じ、各課が作成する個別マニュアルや熊本市国民保護計画等における対策本部健康福祉局対策部各班の事務分掌内容等を準用する。

熊本市健康危機管理原因究明委員会設置要領

制定	平成19年	7月	1日健康福祉局長決裁
改正	平成20年	4月	1日健康福祉局長決裁
	平成21年	6月12日	地域医療課長決裁
	平成22年	6月	4日地域医療課長決裁
	平成24年	4月	1日健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	9月	1日医療政策課長決裁
	平成25年	4月	1日医療政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市健康危機管理要綱（平成19年7月1日制定。以下「要綱」という。）第9条に基づく熊本市健康危機管理原因究明委員会（以下「究明委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 究明委員会は、要綱第9条に基づき、熊本市事件等警戒本部又は熊本市事件等対策本部が設置する。

(協議事項)

第3条 究明委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 発生した健康危機の原因究明に関すること。
- (2) 健康危機の再発防止策及び原因施設等の改善策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第4条 究明委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、究明委員会を設置した熊本市事件等警戒本部又は熊本市事件等対策本部の長とする。

3 委員は、学識経験者（当該健康危機事例について専門知識を有する者）、保健所長及び環境総合センター所長とする。

4 究明委員会は、必要に応じて関係職員に出席を要請できるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、究明委員会を設置した熊本市事件等警戒本部又は熊本市事件等対策本部の事務局に置く。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。

2 原因究明委員会設置要領（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

熊本市健康危機管理連絡会議設置要領

制定	平成19年	7月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成21年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成21年	6月	12日	地域医療課長決裁
	平成22年	6月	4日	地域医療課長決裁
	平成23年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	9月	1日	医療政策課長決裁
	平成25年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成27年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成28年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成29年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成30年	4月	1日	医療政策課長決裁
	平成31年	4月	1日	医療政策課長決裁
	令和2年	5月	22日	医療政策課長決裁
	令和4年	7月	1日	健康福祉局長決裁
	令和5年	4月	1日	医療政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市健康危機管理要綱（平成19年7月1日制定）第10条に基づく熊本市健康危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 健康危機の発生を未然に防止するための情報の共有化に関すること。
- (2) 健康危機の発生に備えての連絡体制の構築に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる関係各課の長及び関係機関をもって委員を構成し、外部（庁外）委員に対しては、選定を行う。

- 2 委員の任期は、関係各課の長は配属期間、関係機関の委員は選定された日からの役職在任期間とする。
- 3 連絡会議は、必要に応じて関係職員に出席を要請できるものとする。

(議長)

第4条 連絡会議に議長を置く。

- 2 議長は、保健所長をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は、議長が招集する。

(委員への謝礼金の支払)

第6条 連絡会議の委員には、出席1回当たり10,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として懇談会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(幹事会)

第7条 情報の共有や連絡調整を行うため、連絡会議に健康危機管理幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表2の課等の職員をもって構成する。
- 3 幹事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時における関係機関との広範で緊密な情報交換を図ること。

(2) 定期的に会議を開催し、健康危機の発生時に迅速かつ円滑な対応ができる体制づくりに努めること。

(3) 連絡会議の議事に関すること。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、医療政策課に置く。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項については、議長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。

2 健康危機管理連絡会議設置要領（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 健康危機管理連絡会議（第3条関係）

局・関係機関	会・課等	健康危機に関する役割
医療関係団体	市医師会	会員への情報収集及び提供
	市歯科医師会	会員への情報収集及び提供
	市薬剤師会	会員への情報収集及び提供
熊本大学	大学院生命科学研究部 法医学講座	専門的、技術的支援
医療機関	熊本赤十字病院	専門的、技術的支援
	熊本市市民病院	専門的、技術的支援
熊本県	健康危機管理課	県庁内の連絡調整
熊本県警察本部	捜査第一課	警察内の連絡調整
政策局	政策企画課	庁内の連絡調整
	危機管理課	危機管理体制の情報収集
環境局	環境政策課	局内への周知、情報収集
	環境総合センター	検査、分析、原因究明調査
農水局	農業支援課	局内への周知、農畜産物の安全確保、家畜伝染病への対応
中央区役所	保健こども課	区内への周知、情報収集、調査の援助
東区役所	保健こども課	区内への周知、情報収集、調査の援助
西区役所	保健こども課	区内への周知、情報収集、調査の援助
南区役所	保健こども課	区内への周知、情報収集、調査の援助
北区役所	保健こども課	区内への周知、情報収集、調査の援助
消防局	救急課	市民からの通報探知、患者の搬送
上下水道局	総務課	局内への周知、上水道・下水道の安全確保
教育委員会事務局	健康教育課	学校給食及び学校の安全確保
こども局	保育幼稚園課	保育園・幼稚園の安全確保
健康福祉局	健康福祉政策課	局内への周知、情報収集
	高齢福祉課	老人福祉施設の安全確保
	介護事業指導課	
	障がい福祉課	障害福祉施設の安全確保
	健康づくり推進課	保健師等の活動に係る連絡調整
	生活衛生課(保健所)	生活環境対策
	動物愛護センター(保健所)	愛護動物の動物由来感染症予防・対策(家畜伝染病を除く)
	食品保健課(保健所)	食中毒対策
	感染症対策課(保健所)	感染症予防・対策(新型コロナウイルス感染症を除く)
	新型コロナウイルス感染症 対策課(保健所)	新型コロナウイルス感染症予防・対策
	医療政策課(保健所)	毒物劇物の安全確保、救急医療、事務局
熊本市保健所	保健所長	会議の統括

別表2 健康危機管理幹事会（第7条関係）

局	課等	役割分担
政策局	危機管理課	危機管理体制の情報収集
環境局	環境総合センター	検査、分析、原因究明調査
農水局	農業支援課	農畜産物の安全確保、家畜伝染病への対応
消防局	救急課	市民からの通報探知、患者の搬送
上下水道局	総務課	上水道・下水道の安全確保
教育委員会事務局	健康教育課	学校給食及び学校の安全確保
健康福祉局	健康福祉政策課	市民からの通報探知、局内への通知、情報収集
	生活衛生課	生活環境対策
	動物愛護センター	愛護動物の動物由来感染症予防・対策（家畜伝染病を除く）
	食品保健課	食中毒対策
	感染症対策課	感染症予防・対策（新型コロナウイルス感染症を除く）
	新型コロナウイルス感染症対策課	新型コロナウイルス感染症予防・対策
	医師	専門的及び技術的支援
	医療政策課	毒物劇物の安全確保、救急医療、事務局